

(日本共産党熊本市議団・提出)

「政府としてイスラエルによるガザ攻撃の恒久的な『即時停戦』を国際社会へ求める意見書」(案)

10月7日に始まった、イスラム組織ハマスによる攻撃への報復による、イスラエルのガザ地区への無差別空爆は、難民キャンプへの空爆に続き、病院への攻撃も深刻化し、水や電気・燃料等の供給も遮断される中、保育器で命をつなぐ赤ちゃんまで含めて命の危険にさらされる状況です。このようなイスラエルによるガザ地区への攻撃は、多数の子どもや市民を犠牲にした軍事行動であり、明確な国際人道法違反です。

日本政府として、イスラエルの軍事行動が国際法違反だという立場を明確にし、民間人を多数犠牲にする軍事行動を直ちに中止することを求めるべきです。政府は、「イスラエルに対して国際人道法を順守するよう求めている」としていますが、そのことと併せて重要なのは、イスラエルの軍事行動が国際人道法違反である点を政府の明確な見解にし、きっぱりと非難するとともに、その中止を求めることです。国連事務総長をはじめ多くの国連関係者がイスラエルの軍事行動を明確な国際人道法違反だと非難している中で、日本政府の態度が問われています。

グテレス国連事務総長は、パレスチナのイスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘をめぐり「ガザ地区で起きている国際人道法の明白な違反を強く懸念する」と述べ、ハマスのテロ攻撃や人質拘束とともに、多数の民間人を犠牲にしているイスラエルの報復攻撃を厳しく非難し、即時の人道的停戦を求めています。

今や、停戦を求める声は、グテレス国連事務総長をはじめとして世界の声となっています。国連安全保障理事会では、「人道的な(戦闘の)中断」を求める決議が採択され、11月24日から4日間の戦闘中断となりましたが、「人道的中断」にとどまらず「即時停戦」に踏み込むべきときです。日本政府として「即時停戦」を国際社会に求めるべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年12月 日

熊本市議会

各宛1通